

目次

1. はじめに - 住民の皆様へのお願い	2
1.1. 自助としての備え	2
1.2. 共助、公助への協力.....	2
2. 基本的な考え方	3
2.1. 計画の対象地区の範囲	3
2.2. 基本方針（目的）	3
2.3. 活動目標	3
2.4. 自治会の役割と長期的な活動計画.....	3
3. 想定される災害と地区の特性	3
3.1. 想定される災害	3
3.2. 地区の特性.....	4
4. 防災マップ	5
4.1. ハザードマップ.....	5
4.2. 防災関連施設	6
4.3. 消火栓、防火水槽位置	8
4.4. 一時集合場所（消火栓と組）	9
5. 見晴台自主防災組織	10
5.1. 自主防災組織の体制	10
5.2. 自主防災本部	13
6. 想定する災害時活動内容	14
6.1. 発災直前の活動	14
6.2. 災害時の活動	16
6.3. 市町村等、消防団、各種ボランティアの連携	21
7. 実効性の確保のための活動	22
7.1. 防災訓練の実施・検証、防災意識の普及啓発.....	22
7.2. 防災計画の見直し.....	22
8. 防災関連資料	23
8.1. 非常持出品・備蓄品（三島市 HP より）	23
8.2. 災害時の連絡手段	24
8.3. 火災予防と初期消火.....	26
8.4. 応急救護に関する情報.....	28
8.5. 被災時の医療体制に関する情報.....	32
8.6. 避難に関する情報	34
8.7. 防災倉庫及び保管機材概要.....	36

1. はじめに - 住民の皆様へのお願い

1.1. 自助としての備え

防災を成立させるためには「自分の命は自分で守る」自助が最も有効かつ不可欠です。

住民の皆様には以下の備えを行うことを強く推奨します。

- ・ 漏電対策、消火器の設置、家具の転倒防止等の家の中の安全対策
- ・ 防災訓練への参加等による、自身および家族の身を守る知識の習得
- ・ ライフライン停止に備えた、家庭内の食糧・飲料水の備蓄、簡易トイレの準備（7日間が目安）
- ・ 家族、親族を交えた安否確認方法の相談（災害用伝言ダイヤル、災害伝言板など）

1.2. 共助、公助への協力

災害時は被害を軽減するためには、住民自らが災害活動の担い手として活動することが非常に重要です。

以下の協力を依頼したいと考えます。

① 地区での防災活動及び災害時活動（共助）への協力 例)

- ・ 自治会内での初期消火活動や救出作業への協力
- ・ 近隣の要支援者、要配慮者に対する避難や自宅待機のサポート、
- ・ 周辺状況調査のためのバイク隊編成への参加
- ・ 病院への傷病者搬送
- ・ 避難場所での炊き出し、清掃

② 三島市災害対策本部や消防署などの防災機関の防災活動及び災害時活動（公助）への協力

災害時はどうしても受け身になってしまいがちですが、

できることを我々住民がやることで、専門家の方が活動しやすくなり、結果として環境改善につながる
ということをご理解ください。

図 1 2017年 防災訓練風景（約800名が参加しました）



2. 基本的な考え方

2.1. 計画の対象地区の範囲

本計画は三島市佐野見晴台1丁目、2丁目、及び隣接する区域（自治会会員）を対象とします。

2.2. 基本方針（目的）

本計画書は地震や風水害等の大規模災害の発生に備え、住民自らが被害の事前防止や拡大防止に努めるために、家庭を中心に地区防災を組み立てることを目的としています。

2.3. 活動目標

当地区における災害対応は、以下の3点を目標としています。

- ① 想定震度6強に耐えるまちづくり
- ② 火災や人災に対しての素早い初期消火及び避難誘導、救出、救護活動の対応力アップ
- ③ 地震・風水害・雪などの災害時における地区孤立時の対応

2.4. 自治会の役割と長期的な活動計画

見晴台自治会は自主防災組織を作り、最終的には一人一人が災害時に最善の対応ができるよう、住民の皆様への啓蒙活動や各種訓練を実施していきます。

3. 想定される災害と地区の特性

3.1. 想定される災害

本地域では、下記の2つの地震が高い確率（数値は30年以内の発生確率）で起こるとされており、本マニュアルも地震発生を前提とした記載を行っています。

名称	想定規模	発生確率	想定震源域
東海地震	M8.0	87%	駿河湾から静岡県の内陸部
東南海地震	M8.4	60～70%	紀伊半島沖から遠州灘にかけての海域

図 2 阪神淡路大震災時風景

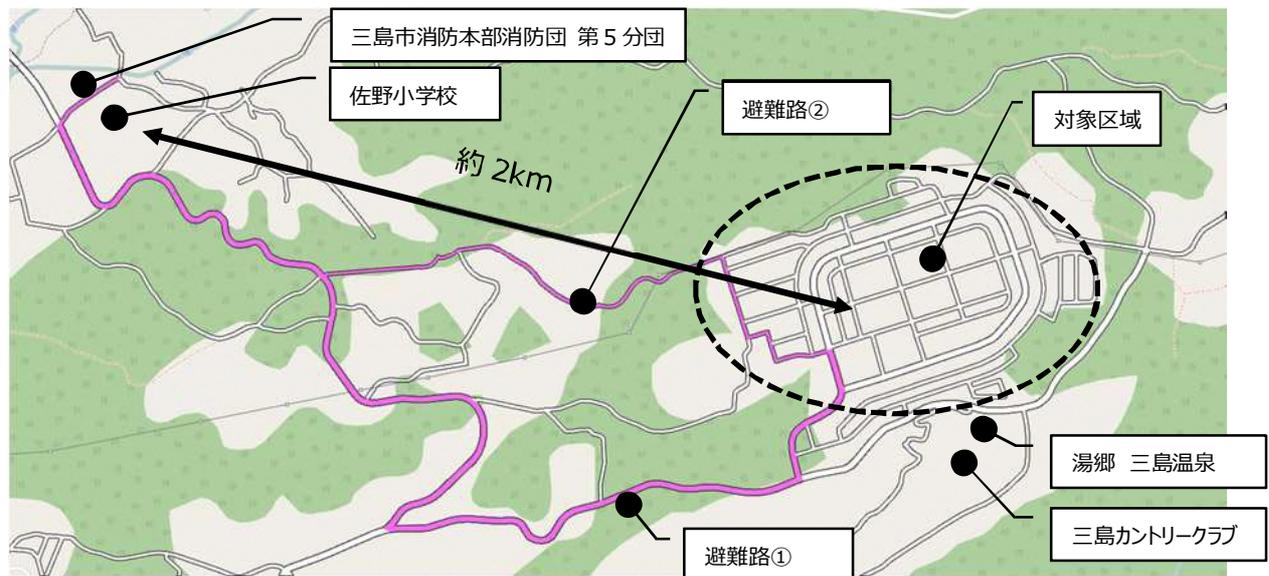


3.2. 地区の特性

災害に対する当地区の特徴を以下に記載します。

- ・ 三島市東部に位置し、標高 257.3m の丘陵地帯にある大規模盛土造宅地造成地
- ・ 土地利用計画は平成 9 年に行われており、耐震基準を満たした戸建て住宅が多く、**大規模地震時にも倒壊が少なく、基本的に自宅待機できる想定**となっています
- ・ 2016 年 4 月時点で約 930 世帯、人口約 3,200 人
住民の多くは勤労者であり、隣接する都市に通勤している人が多く、**平日昼間の人口は約 1000 人、内 60 歳以上が約 400 人と、40%以上を占めています**
- ・ 消防団は佐野地区に三島市消防本部消防団 第五分団があるが、当自治会にはなく、消防車、救急車などの緊急車両の到着には時間がかかり、**道路寸断は住民による消火活動が必要**

図 3 周辺地域との位置関係図 ※Open Street Map and contributors、地図は CC BY-SA としてライセンス



- ・ 避難所である佐野小学校は直線で 2km と離れており、収容可能人数 150 名、佐野地区との共同利用となっており、自宅待機できない方を収容することしかできません
- ・ 避難所への移動は事前にバイク隊での安全確認の上、基本的に避難路①を利用、通行不可の場合は避難路②を利用します
- ・ 近隣にある三島カントリークラブ（ゴルフ場）と湯郷 三島温泉が、三島市と災害時の契約（災害時における施設等の提供に関する協定）を取り交わしています

図 4 見晴台日常風景



4. 防災マップ

4.1. ハザードマップ

2012年調査を元に避難路に関する危険箇所マップを下記に示します。

図5 避難路危険箇所マップ ※Open Street Map and contributors、地図はCC BY-SAとしてライセンス



表1 各ルート説明一覧

ルート	説明
見晴台⇒佐野地区 (農免道路)	避難所である佐野小学校への主の避難路として想定されているルートです。 ただし法面の崩落、倒木等が発生する可能性が高く、複数個所で発生した場合、通行は困難となります。 また視界が悪く、徒歩での避難の場合は、走行する車両への注意が必要です。
見晴台⇒佐野小 (小学生通学路)	予備の避難路として想定されているルートで、山間部の道路のため石垣の崩落、倒木があれば通行不能となる可能性があります。 特に後半は危険箇所がいたるところにあるので、途中の急勾配入り口付近より農免道路に合流するルートとしています。
見晴台⇒北上中	避難所である佐野小学校へのルートとしては遠回りですが、市街地までの移動がもっとも行いやすいと考えられるルートです。 未広山手前までの道路は、倒木および法面の崩壊を注意すれば、電柱等なく比較的避難しやすいルートです。 ただし、未広山より北上中までは、比較的高い石垣が立っており、崩落の危険があるので、利用時には安全確認を行う必要があります。

4.2. 防災関連施設

防災にかかわるインフラ設備を下記に示します。

図 6 防災関連施設 ※Open Street Map and contributors、地図は CC BY-SA としてライセンス



表 2 防災関連施設一覧

	名称	備考
1	上水道（配水タンク）	PC 造地上構造タンクで容量は 930m ³
2	地下水取水施設①	2018 年 3 月に災害時に直接タンクより水が汲める蛇口を設置 断水時はそこから水が汲める予定です。
3	地下水取水施設②	
4	ガストレージタンク	15t(鉄製大型貯槽タンク)、震度 6 で自動遮断
5	NTT 電話施設	
6	NTT バックアップ施設	
7	下水道	停電時処理不可、2017 年現在、市への移管が済んでいない
8	見晴台自治会館	防災本部設置予定場所、防災倉庫、可搬ポンプ倉庫、AED 有
9	やまばと公園	一時避難場所、防災倉庫有
10	テニスコート	一時避難場所、防災倉庫有
11	災害用電話ボックス	
-	電力	通常時 裾野変電所、異常時 三島変電所から送電

図 7 各施設概観

<p>1.上水道（配水タンク）</p> 	<p>5.NTT 電話施設</p> 	<p>9.やまばと公園</p> 
<p>2.地下水取水施設①</p> 	<p>6.NTT バックアップ施設</p> 	<p>10.テニスコート</p> 
<p>3.地下水取水施設②</p> 	<p>7.下水道</p> 	<p>11.災害用電話ボックス</p> 
<p>4.15t 地上ガストレージタンク</p> 	<p>8.見晴台自治会館</p> 	
<p>防災倉庫</p>		
<p>見晴台自治会館</p> 	<p>やまばと公園</p> 	<p>テニスコート</p> 

4.3. 消火栓、防火水槽位置

緊急時の集合場所と初期消火活動の起点となる消火栓、防火水槽の位置を下記に示します。

図 8 消火栓、防火水槽位置 ※Open Street Map and contributors、地図は CC BY-SA としてライセンス



消火栓 (丸枠)	移設消火栓ボックス	耐振防火水槽 (四角枠)
		
<p>水道を利用した消火設備 消火栓ボックスにマンホールを開ける道具や説明書があり、ホースにつなげば放水ができます</p>	<p>ホースなどを保管している消火栓ボックスは、消火栓に隣接して設置されていますが、02 番と 40 番は、少し離れた個所に設置</p>	<p>水槽なのでポンプが必要ですが断水時も利用可能です。 自治会館にある可搬ポンプ 消防車などで利用します</p>

以下の 2 つの条件が両方とも成立すると、**上水道設備は水道管破断と判断し水道を遮断**するため、水道を利用する**消火栓は使えません**。

可搬ポンプと防火水槽を用いた消火しかできなくなりますので、ご注意ください。

- ・ 震度 5 強以上の地震を検知
- ・ 3300 リットル/分の水量 (消火栓の約 10 倍に相当)

4.4. 一時集合場所（消火栓と組）

見晴台自治会では被災者の発見遅れ防止と、消火活動を確実にするため、地震などでの緊急時に一時集合する場所として消火栓を選定しています。

見晴台自治会では避難訓練などを利用し、場所と使い方、集合時の手順の周知を行ってまいりますので、是非の把握を行っておいてください。

表 3 各組 集合場所一覧表

組	消火栓	組	消火栓	組	消火栓	組	消火栓
1	No.01	11	No.49	22	No.37	32	No.07
2	No.04	12	No.48	23	No.30	33	No.10
3	No.39	13	No.15	24	No.31	34	No.11
4	No.40	14	No.21	25	No.32	35	No.12
5	No.41	15	No.24	26	No.26	36	No.34
6	No.44	16	No.27	27	No.26	37	No.33
7	No.45	17	No.25	28	No.20	38	No.36
8	No.43	18	No.28	29	No.19		
9	No.46	19	No.22	30	No.06		
10	No.50	20/21	No.18	31	No.09		

表 4 一時集合場所用消火栓地図 ※Open Street Map and contributors、地図は CC BY-SA としてライセンス



5. 見晴台自主防災組織

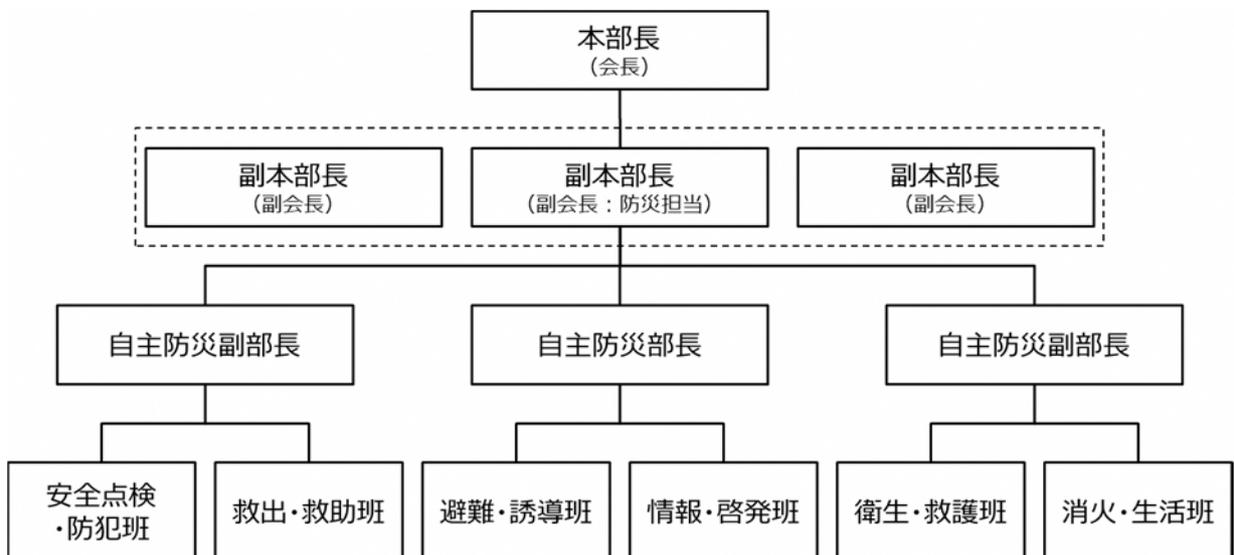
5.1. 自主防災組織の体制

5.1.1. 自主防災組織構成

自主防災組織は自治会役員と、各組より選出された組長、幹事、自主防災部員により構成されます。原則として、自主防災組織を束ねる「本部長」は「自治会長」、「副本部長」は「副会長」が担当し、災害対応を可能とするため、基本的に各組より選出された自主防災部員を班にわけ、役割分担を定め、訓練・準備を進めます。

なお、災害発生時にすべての班員が在宅とは限らず、人員不足が予想される¹ことから、安全点検・防犯班については生活安全部及び各組組長、幹事の協力にて編成を行い、それ以外の班も自治会役員、各組組長、幹事、住民の皆様、地域の関連団体に協力いただき、補填し、対応します。

図 9 見晴台自主防災組織図



5.1.2. 住民協力組織

本部要請により消火活動、救出活動等、人員が必要な活動にご協力いただきます。

また避難ルートや地域の安全確認のため、道路の悪路化や渋滞の影響を受けにくい、二輪車を利用したバイク隊への参加要請、病院への重傷者搬送のための自家用車の提供も、状況に応じて行います。

これらの対応を円滑にするためにも

毎年の防災訓練への協力をお願いします。



¹ 2017年の防災部員のアンケートでは79%が通勤距離20km以上であり、内23%は100km以上となっています。また、会社より災害時は車で帰宅を禁止され戻ることができない可能性があります。

5.1.3. 平常時の役割

	役割
本部長	地区防災体制の構築と実務作業実施のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災方針の立案と住民への展開 ・ 区内ネットワークの構築のための関連団体との関係構築 ・ 防災会議、防災計画の承認
副本部長	本部長業務のサポート、実務落とし込み <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災方針に基づく規約・マニュアル等の見直し・改定の指導 ・ 関連団体との情報交換、意見調整
自主防災部長	本部長方針の具現化、実務作業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議、防災計画議案作成 ・ 防災訓練の計画・実施 ・ 防災資機材の点検・補充・管理 ・ 区内防災関連団体との実務調整作業 ・ 防災知識の習得と住民への展開
自主防災部員	担当班業務及び自主防災に関する基礎知識の習得 各地区の消火栓チェック（年2回） 上記自主防災活動への参加
自治会役員	自主防災活動への協力 自主防災に関する基礎知識の習得
組長、幹事	災害時点呼表の管理 要支援者・要配慮者の把握・管理
住民の皆様	各防災活動への参加/協力

図 10 本自治体における過去の訓練風景



5.1.4. 災害時の役割

災害時の各役割例を以下に記載します。

	役割
本部長 副本部長	自主防災活動の指揮 自主防災本部の運営(本部長の補佐・代理)
自主防災部長 副部長	副本部長とともに本部長を補佐 各班の活動統括、不足人員の補充
情報・啓発班	地域の被害状況の把握 避難場所と自主防災本部の連絡窓口 市災害対策本部との連絡調整（本部情報伝達、被害状況報告） 避難所運営本部との連絡調整 他自主防災組織との連絡調整、連携 デマ防止
消火・生活班	出火場所の確認、消防署への連絡 初期消火活動の指揮（人員割振り、消火活動指示） 炊き出し及び食料の調達 飲料水・生活必需品等の調達・配分
救出・救助班	要救出者の確認 救出活動の指揮（人員の割振り、救出指示）
避難・誘導班	避難誘導の指揮 安否確認情報の収集、安否不明者の取りまとめ 在宅避難者の把握 要支援者、要配慮者の避難誘導、安否確認の指揮 ブレーカー遮断の実施、ガスなど火の元の確認の周知
衛生・救護班	搬送人員の割振り トリアージの実施 重傷者・中等症者の搬送、軽症者の応急処置 食中毒・伝染病の予防 し尿処理対策の実施（下水状況把握） ごみの収集所の管理
安全点検・防犯班	地域内の安全点検、防犯対策の実施
自治会役員	各活動班の活動応援 避難所運営への協力
組長、幹事	消火、救出活動への協力 要支援者/要配慮者避難の協力
住民の皆様	消火、救出作業、避難路確認のバイク隊編成等の各活動への協力

5.2. 自主防災本部

5.2.1. 役割

自主防災本部長、副本部長、自主防災部長が配置され、各防災活動の指揮、地域の情報収集拠点、外部との連絡窓口として利用します。

5.2.2. 設置条件

以下のいずれかの条件が満たされた時、本部長もしくは副本部長判断にて設置されます。

- ① 市内で震度 5 弱以上の地震が発生した時
- ② その他の災害（火災・噴火・大規模な風水害・大雪）が発生した時
- ③ 災害等で自主的な避難者が発生した時
- ④ 見晴台を含む地域に地震に対する警戒宣言が発令された時
- ⑤ 見晴台を含む地域に避難勧告、避難指示が発令された時

設置後、三島市災害対策本部（三島市危機管理課）へ連絡を行います。

5.2.3. 設置場所

災害直後は、基本的にやまばと公園に本部テントが立ち上げられ、避難場所である本部及びテニスコートで災害情報の受付を行い、避難場所の異常などで変更の際は町内放送にて連絡をします。

その後、自宅待機中など災害が終息するまでの間は、原則、見晴台自治会館に設置されます。

見晴台自治会館が倒壊するなど、利用が困難な場合は、やまばと公園に設置を予定しています。

図 11 見晴台自治会館



6. 想定する災害時活動内容

6.1. 発災直前の活動

各防災情報に基づき、災害発生前に行う活動について以下に記載します。

6.1.1. 前提とする防災情報

6.1.1.1. 東海地震予知に関する情報²

気象庁で行っている監視結果が、東海地震に結びつくかどうかを判定した場合に、気象庁のホームページで公表される他、テレビやラジオ、あるいは、自治体の防災無線などで発表することとなっています。判定は3段階で、危険度を表わす指標として、()内のカラーレベルが設定されています。



	説明
東海地震に関連する調査情報（青）	定例（毎月の調査結果発表）と臨時（観測データに異常ありだが前兆現象とはただちに評価できない場合）の2種類があります防災対応は特にありません
東海地震注意情報（黄）	前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます 以下のような防災の「準備行動」が始められます <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の帰宅等の安全確保対策（必要に応じ実施） ・ 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備
東海地震予知情報（赤）	科学的根拠から、東海地震が発生するおそれがあると認められ、 内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報 以下の防災対応がとられます <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震災害警戒本部が設置される ・ 津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される

6.1.1.2. 避難勧告、避難指示

災害対策基本法に基づき、災害発生危険が迫っていると予想される場合に市長判断で発表されます。

	説明
避難準備・高齢者等避難開始	住民への避難準備の呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・ 全住民は火の始末、非常持出品の準備等を行い避難に備える ・ 要支援者など、避難に時間がかかる住民は、この時点で避難を開始する
避難勧告	拘束するものではないが、避難を勧める勧告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各住民は自主判断により、避難を開始する
避難指示（緊急）	住民に対する危険が目前に迫っている時の発令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全住民は直ちに避難を開始する

² 2017年9月に東海地震の予知を前提とした防災対応を見直す最終報告書が出されているため、内容変更の可能性があります。

6.1.2. 実施内容

防災情報が発令された場合は、以下の行動をとり対応します。

- ① 本部長、副本部長、自主防災部長/副部長は、見晴台自治会館へ集合
- ② 自主防災本部を立ち上げる（東海地震注意情報時は除く）
- ③ やまばと公園、およびテニスコートの放送塔を用いた緊急放送を本部長指示により実施
- ④ 集合した自主防災部員、自治会役員、各組組長を中心に下記を行います
 - (ア) 防災用機材の点検/準備
 - (イ) 市災害対策本部との連絡調整
 - (ウ) 要支援者・要配慮者の避難準備支援
 - (エ) 住民の避難誘導支援



表 5 緊急放送例

	内容例
発令情報の周知	発令された防災情報、発令元、発令内容概略説明
住民への依頼事項	テレビ・ラジオによる情報確認、冷静な行動の呼びかけ 避難を伴う場合（避難勧告、避難指示、地震予知情報） <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の指定 ・ 火の始末、ブレーカー遮断の確認指示 ・ 隣近所、特にひとり暮らしの高齢者、身体の不自由な方などへの声掛け ・ 向こう三軒両隣への要支援者・要配慮者の避難支援の実施依頼 地震注意情報/予知情報時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災対策（家具の固定、落下物の除去、消火器準備） ・ 避難準備（非常持出品の準備、緊急連絡先の確認） ・ 被災生活準備（お風呂に水を貯める等、生活/消火用水の準備）
本部集合依頼	自治会役員、自主防災部員、組長



6.2. 災害時の活動

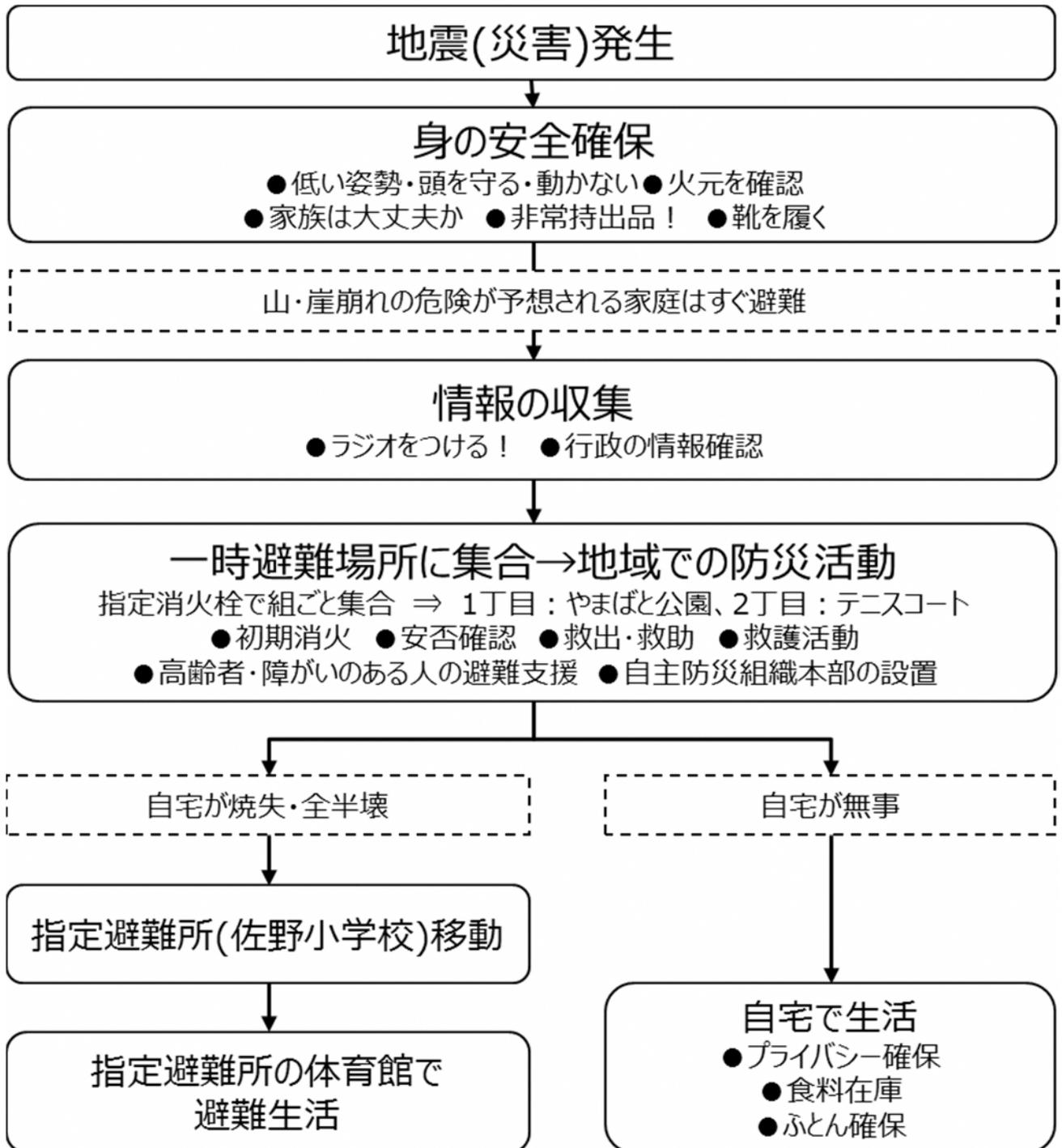
災害発生からの自主防災活動の流れを説明します。

なお、指定避難所の運営、生活に関しては佐野小学校にある避難所運営マニュアルで別途定義されていますので、そちらを参照してください。

6.2.1. 大地震発生時の活動概要

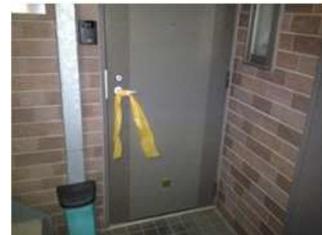
大地震を想定した、災害発生時の活動は下記のような流れで対応します。

図 12 大地震発生時の住民行動計画図



6.2.2. 組長及び住民の皆様の活動

	活動
組長（幹事）	<p>① 自分及び家族の無事を確認後、集合場所（消火栓）に集合してください 組長が不在の場合は幹事が代行します</p> <p>② 災害時点呼表を基に、組内の点呼を取る その際、必要に応じて、初期消火、救出救護、避難誘導を指示してください</p> <p>③ 被災状況（建物、道路、ガス、電気、火災等）及び安否の確認を行い、一時避難場所へ移動後、けが人等の情報を本部へ連絡してください</p>
住民の皆様	<p>① 自分と家族の無事を確認後、避難完了札を設置してください</p> <p>② 火の元の始末と漏電による火災防止³のため、退出時にブレーカーを切ります</p> <p>③ 隣近所の無事を確認後、集合場所（消火栓）に集合</p> <p>④ 要支援者・要配慮者の支援要請を受けた家は避難誘導を行ってください</p> <p>⑤ また、初期消火、救出救護や避難誘導が必要な場合は、組内で行い、応援が必要な場合は本部や近隣の組に声をかけます</p> <p>⑥ 指定された一時避難場所へ移動します 1 丁目：やまばと公園 2 丁目：テニスコート⁴</p> <p>⑦ 自主防災本部より一時避難場所で、防災活動への支援要請を行うことがありますので、その時は可能な限り積極的な協力をお願いします</p> <p>⑧ 安全が確認された場合、自宅に戻り、避難完了札を裏側に変える また、特に支援の不要な方は「わが家は無事です！ 他の人を助けてほしい」というメッセージとして、黄色のタオルやハンカチを外から見える位置に結んでいただけますよう、ご検討をお願いいたします。</p> <p>⑨ 倒壊などで自宅に戻れない場合は、避難場所（佐野小学校）へ移動します 避難は避難路確認後に集団で行います 道路での立ち往生の防止のため、各自判断での車両避難は避けてください</p>



³ 東日本大震災における本震による火災全 111 件のうち、原因が特定されたものが 108 件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

⁴ 全住民（約 3000 人）が一度に避難すると、やまばと公園でも面積が不足する可能性があるため、1 丁目はやまばと公園、2 丁目はテニスコートに避難する計画としています。2 丁目の方は防災訓練と集合場所が異なるのでご注意ください
避難人数を確認の上、合流に問題なければ、避難活動効率化と情報の集約のため、やまばと公園に合流します。

6.2.3. 各活動班の活動

各活動班の活動概略を下記に示します。

	活動
本部	<p>発災直後</p> <p>避難場所での対応指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やまばと公園、テニスコートでの受付本部立ち上げ ・ 各班の欠員確認、不足人員の補充 ・ 各班への活動指示 ・ 第五分団、危機管理課、佐野小学校など関係団体との対応協議 ・ バイク隊の編成、医療経験者への救護活動への協力依頼展開 <p>避難所（佐野小）立ち上げ準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災会の役員を避難所に派遣し、避難人員、方法を協議 ・ 三島カントリークラブ、湯郷 三島温泉等に一時避難可否の確認 <p>小康状態判断後</p> <p>避難所（佐野小）立ち上げ協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所組織⁵への人員派遣
情報・啓発班	<p>被災情報の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各組毎の被災情報・安否情報をホワイトボードに書き出し明確化する（出火、倒壊件数、崩落個所、負傷者数） <p>地域情報の収集（住民有志で構成したバイク隊の協力で行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地内巡回による被災状況確認 ・ 避難路（佐野小への公道、通学路）の利用可否確認 ・ 北上方面道路 他の利用可否確認 <p>連絡窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各避難場所（やまばと公園、テニスコート）間の情報窓口 ・ 地元有志情報の収集 ・ 関連団体との情報交換（アマチュア無線、トランシーバ⁶等を利用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第五分団、消防署 ・ 避難所（佐野小） ・ 危機管理課

⁵ 避難所組織は避難者及びその家族で構成する予定ですが、必要に応じて不足人員を自治会内から派遣します

⁶ トランシーバ（無線機）は自治会館事務所に4台、第五分団に1台あります

<p>消火・生活班</p>	<p>発災直後</p> <p>初期消火活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬ポンプ（見晴台自治会館横に保管）と消火器を準備 ・ 火災状況に合わせ、消火人員を割り振る ・ 火災情報を受けた場合は、消防署への連絡を行い火災現場に向かう <p>※初期消火活動の注意点</p> <p>2次被害防止の観点から、以下に配慮すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火が天井まで延焼して危険を感じた場合は無理をしないこと ・ 消防車が到着したらその指示に従うこと ・ 風上側より放水し、身の安全を確保すること <p>小康状態判断後</p> <p>テニスコートにある非常用飲み水、食料の準備、炊き出しの指揮</p> <p>飲料水・生活必需品等の調達・配分</p>
<p>救出・救助班</p>	<p>救出/救助活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救出用機材の準備（担架、AED、バール、ロープ、梯子等） ・ 要救出者情報に合わせ救出人員を割り振る ・ 救出作業指示 <p>※救出作業の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害を避ける為、複数で周囲の安全を確認しながら活動を行う ・ クラッシュ症候群による死亡を避けるため、特に2時間を超えて家具や建物にはさまれた人には水分を摂らせ、直接透析のできる医療機関へ搬送し、クラッシュ症候群の疑いがある事を伝える
<p>衛生・救護班</p>	<p>発災直後</p> <p>救護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者に対してのトリアージの実施 ・ 重傷者・中等症者の搬送（搬送人員の割り振り、搬送指示） <p>レッドタグ：JCHO 三島総合病院</p> <p>イエロータグ：渡辺整形、とくら山口、芹沢、裾野赤十字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽症者の応急処置 <p>小康状態判断後</p> <p>衛生活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易トイレの設置、排泄物の処分 ・ ごみの管理、衛生管理 ・ 下水処理施設の管理



<p>避難・誘導班</p>	<p>発災直後 避難場所での各組避難状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者数 ・ 安否確認情報、安否不明者の取りまとめ ・ ブレーカー遮断の実施、ガスなど火の元の確認の周知 <p>避難場所への避難サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テニスコート避難者のやまばと公園への誘導 ・ 民生委員と協力し要支援者、要配慮者の避難誘導、安否確認を実施 <p>小康状態判断後 要支援者、要配慮者の避難所移動の支援 在宅避難者の把握</p>
<p>安全点検 ・防犯班</p>	<p>災害発生後、少し落ち着いた時点で危険個所の調査を実施、住民へ知らせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋、ブロック塀の倒壊 ・ がけ崩れ、地割れ、擁壁の崩れ ・ ガスもれ、電線の切断 ・ 道路状況（陥没等） <p>秩序維持の為、巡回を行い、防犯体制を整える。</p>
<p>バイク隊</p>	<p>住民有志で構成後、情報班の指示に従い、基本 2 人一組にて、避難路や地域の被災情報収集を実行する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐野小までの避難路確認 ・ 拠点病院までの搬送経路確認 ・ 地域インフラの状況確認

6.2.4. 各班の活動マニュアル

災害時対応として、住民の皆様にご協力いただく際も活動がスムーズとなるよう、本部及び各班の活動にかかわるマニュアル、必要書類、機材などは、自治会館横防災倉庫内の防災玉手箱に保管しています。

図 13 防災玉手箱



6.3. 市町村等、消防団、各種ボランティアの連携

災害発生時は見晴台災害対策本部（見晴台自治会館）を中心に、区内ネットワークを形成します。

図 14 区内ネットワーク図

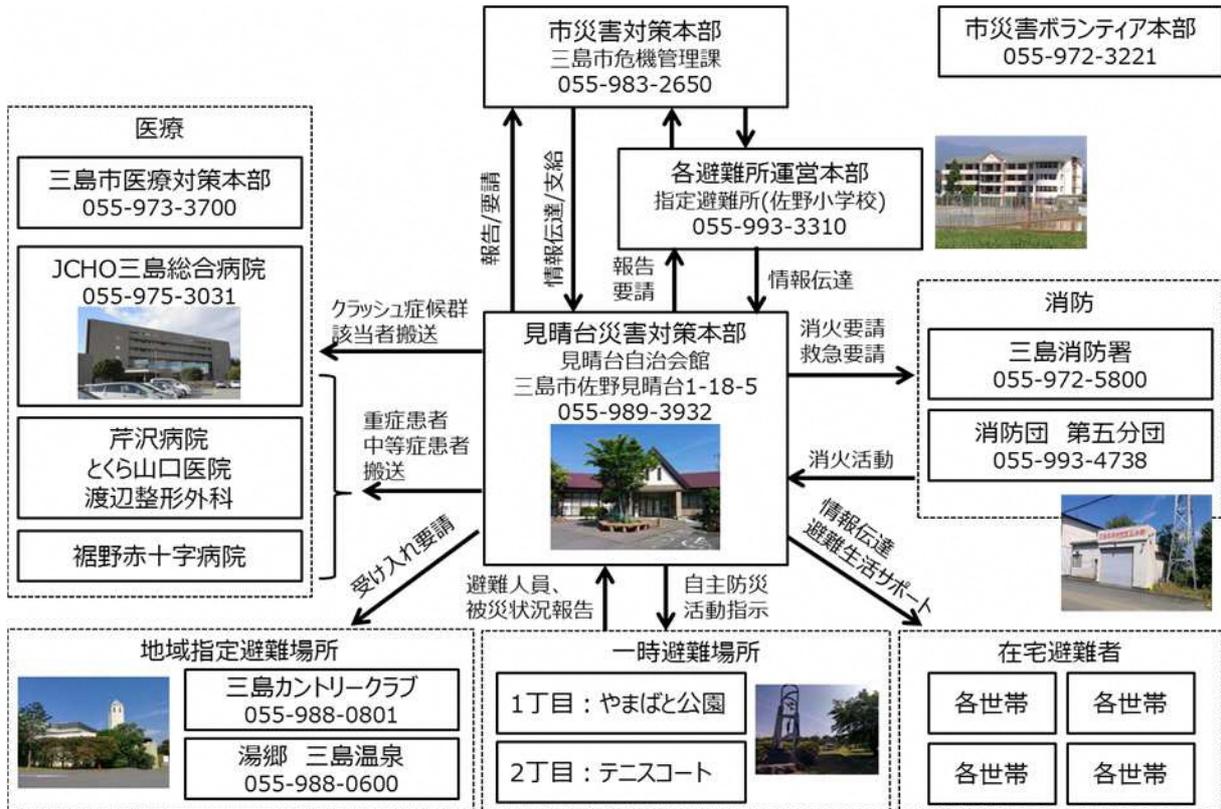


表 6 関連事業所一覧

事業所名	協力内容	連絡先	住所
三島市危機管理課	三島市災害対策本部	055-983-2650	三島市北田町 4-47
佐野小学校	三島市指定避難所	055-993-3310	三島市佐野 238
三島カントリークラブ	地域指定避難場所 (避難場所の提供)	055-988-0801	三島市徳倉 1195
湯郷 三島温泉		055-988-0600	三島市徳倉 1195
三島消防署	消火要請・救急要請	055-972-5800	三島市南田町 4-40
消防団 第 5 分団	消防活動	055-993-4738	三島市佐野 201-1
三島市医療対策本部	医療 重症患者 中等症患者 搬送先	055-973-3700	三島市南二日町 8-35
JCHO 三島総合病院		055-975-3031	谷田字藤久保 227
裾野赤十字病院		055-992-0008	裾野市 佐野 713
芹沢病院		055-986-1075	幸原町 2-3-1
とくら山口医院		055-986-8690	徳倉 2-4-13
渡辺整形外科		055-987-1550	萩 188
市災害ボランティア本部	ボランティア	055-972-3221	三島市南本町 20-30

7. 実効性の確保のための活動

7.1. 防災訓練の実施・検証、防災意識の普及啓発

以上の計画の実効性を持たせるため、自治会および自主防災部が中心となり、できるだけ多くの地区住民が参加した種々の訓練を実施していく予定です。

実施内容は、下表などを参考に、状況を考慮し、自主防災部会にて決定します。

主な訓練内容

訓練	内容例
消火訓練	消火器、消火栓、可搬ポンプ、バケツリレー
避難誘導訓練	担架搬送、情報伝達
救出・救護訓練	梯子、ロープ、AED、心肺蘇生、ラインサーチ、重量物除去
本部運営訓練	夜間訓練、災害図上訓練（DIG） ⁷ 、 自主防災組織災害対応訓練(イメージTEN) ⁸
避難所運営訓練	佐野小を想定した避難所 HUG ⁹
防災講習会	防災知識、被災経験講演、防災実技の習得
普通救命講座 I	心肺蘇生、AED、応急手当の講習

7.2. 防災計画の見直し

防災計画は、毎年、以下の手順で見直しを行います。

修正手順

- ① 自主防災部が中心となり議題案作成¹⁰
- ② 防災会議等で、自治会および関係団体の関係者を含めた協議を行う。
- ③ 上記を反映した修正計画書を作成し、自治会にて説明を行い、了承を得る。
- ④ 修正内容に基づき防災マニュアルの更新、回覧板での展開と、みはらしネットへ掲載。
大修正があった場合は、市の危機管理課に修正申請を行い、住民への再配布を速やかに行う。
それ以外の場合は、差し替え資料の配布により対応する。



⁷参加者が地図を使ってゲーム形式で防災対策を検討する訓練。

⁸災害時に、自主防災組織がどのように対応したらいいかを具体的に考えるイメージトレーニング。

⁹平成 19 年度に静岡県が開発した、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム

¹⁰情勢の変化に対応するため、3 年を目安として、大修正を含めた検討も行います

8. 防災関連資料

8.1. 非常持出品・備蓄品（三島市 HP より）

非常持出品・備蓄品の準備は防災対策の基本です。

下記リストを参考に、家族構成に合わせて準備しましょう。定期的に食品の賞味期限や電化製品の故障がないかチェックすることも忘れずに行いましょう。



8.1.1. 非常持出品

避難するときに持ち出す最小限の必需品。重すぎると避難に支障が出るので、必要最低限のものをまとめ、すぐに取り出せるところに保管しておきましょう。

ヘルメット・防災ずきん	落下物から頭を守るための必需品人数分用意すること
懐中電灯	停電時や夜間の移動に欠かせないできれば一人にひとつずつ用意したい
携帯ラジオ	小型で軽く、A MとF Mの両方を聴けるものがよい
予備電池	意外に忘れがちなもの 懐中電灯、携帯ラジオ用に少し多めに用意しておく心安心
非常食	火を通さずに食べられるものを
水	持ち運びに便利なペットボトル入り
救急医薬品・常備薬	キズ薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬など 常備薬があれば忘れずに
貴重品	預貯金通帳、健康保険証、免許証など 現金は紙幣だけでなく、公衆電話用の10円玉も忘れずに
生活用品	衣類、軍手、ナイフ、ライター、缶切り、簡易トイレなど

8.1.2. 非常備蓄品

災害復旧までの数日間を自活するための物。できれば7日間は自活できる量を用意しておきましょう。

非常食	そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるものを アルファ化米やレトルトのごはん、缶詰やレトルトのおかず、インスタントラーメン、チョコレートなどしょうゆや味噌などの調味料も準備しておく便利
水	飲料水と生活用水を用意する飲料水は、1人1日3リットルが目安 生活用水はプラスチックのタンクなどにいれて保存しておく また風呂の水を次にはいるまでのこしておく習慣をつけると、いざというときに生活用水として利用できる
生活用品	カセットコンロと予備のガスボンベ、毛布、衣類、洗面用具、マスク、トイレトペーパー、ビニール袋、使い捨てカイロ、キッチン用ラップ、生理用品など
工具類	家屋が倒壊した場合などに備えて、救出活動に使えるスコップやバール、のこぎり、車のジャッキなどを用意しておく

8.2. 災害時の連絡手段

災害時は一般の通信手段がほとんど使えなくなる可能性が高く、出張や旅行中に震災が起こるとご家族と連絡が取れないという事態が起こることが考えられます。

是非ご家族内で内容の把握を行い、緊急時の通信手段を取り決めておきましょう。

8.2.1. 災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルは、NTT 西日本、NTT 東日本が提供している電話を用いた声の伝言板です。被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合（NTT が一般電話の制限をかけた場合）に提供が開始されます。

利用手順

伝言の録音方法	伝言の再生方法
「171」をダイヤルする	「171」をダイヤルする
↓ガイダンスが流れる	↓ガイダンスが流れる
録音の場合「1」	録音の場合「2」
↓ガイダンスが流れる	↓ガイダンスが流れる
被災地の方が自分の固定電話番号を 市外局番からダイヤル（0xx-xxx-xxxx）	連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号を 市街地局番からダイヤル（0xx-xxx-xxxx）
↓ガイダンスが流れる	↓ガイダンスが流れる
伝言を録音（30 秒以内）	録音内容を確認

災害用伝言ダイヤルの仕組み

- ・ 電話器そのものの留守電装置ではありません
被災していない遠隔地の局のコンピュータに録音されるものです
- ・ 被災地（県単位で指定）にある電話番号をキーワードに、日本全国からメッセージを録音したり聞き出したりできます
- ・ もしお宅の電話が地震でつぶれてしまっても、番号は生きていますので、その番号をキーワードに別の電話機で録音再生ができます
- ・ キーになる番号は被災地の固定電話に限られます
被災していない他県の親戚の番号などをキーにしても利用できません
- ・ 携帯電話の番号を伝言用に指定することはできません
ただし、携帯電話からでも、自宅の電話番号をキーに指定すれば伝言の録音や再生はできます
- ・ 1 伝言あたり 30 秒以内です伝言は 48 時間保存されたのち自動消去されます
- ・ 静岡県内では 3～7 本程度の伝言が録音できるとみられていますが、**いっぱいになると新たな伝言の録音はできません**一番古い録音が自動消去されるまで待ってください
- ・ 運用開始は NTT がテレビ・ラジオを通して**広報します**

8.2.2. 災害用ブロードバンド伝言板

パソコン、スマートフォンを利用した災害用伝言板として主なものを下記に記載します。

名称	提供会社	説明
災害伝言板 (Web171) https://www.web171.jp/	NTT 西日本 NTT 東日本	インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板、事前登録を行うことでメールや電話でのお届けも可能です。
災害キット	NTT DOCOMO	スマートフォン、携帯向けサービスで、アプリケーションを利用することで、緊急速報や災害情報、声の録音なども可能なものもあります。 詳細は各携帯会社の HP 等でご確認ください。
au 災害対策	au	
災害用伝言板／災害用音声お届けサービス	Softbank	

図 15 災害伝言板 (Web171) TOP ページ

災害用伝言板 (web171)

English 한국어 中文

NTT東日本 NTT西日本

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号

お知らせ

本日は体験利用が可能です。
この機会に、ご家族等と利用方法を確認していただき、使い方を覚えてください。

※※利用登録におけるパスワードの定期的な変更について※※
安心してサイトをご利用いただくために、利用者登録で設定された

伝言板の登録・更新・削除

事前に登録すると「メール」や「電話」で伝言をおとどけできます。

当社は、本サービスをサイト利用規約に従い提供します。 [サイト利用規約はこちら](#)
※本サービスの利用者は、本サービスの利用にあたってサイト利用規約が適用されることに同意したものとみなします。

[利用方法はこちら](#)

[\[J-anpi 安否情報まとめて検索\]はこちら](#)
※NTTレゾナント社が提供するサイトに移動します。企業・団体等から寄せられた、災害用伝言板以外の安否情報も検索できます。

Copyright (C) 2012 NTT EAST / NTT WEST Inc. All Rights Reserved.



8.3. 火災予防と初期消火

見晴台内には消防団がなく、大災害時な道路寸断時は、自治体内で消火を行う必要があります。

つまり、最悪を想定するなら、見晴台は火災に弱い自治体です。

よって「火災予防」と「初期消火」を確実に行うことが非常に重要です。

8.3.1. 火災予防

避難時には漏電による火災を防止するためにブレーカーを必ず落としてください。

ブレーカーを落としておかなかったため、停電からの復帰時に火災が発生した事例があります。

この対策として「感震ブレーカー」という、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具があります。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

8.3.2. 初期消火

8.3.2.1. 自治体内での消火器の準備

まずは皆様のご家庭で最低 1 本の準備はいただきたいと思いますが、自治会でもごみステーションを中心に 2017 年 11 月の時点で 46 本、20 型の少し大型の消火器を配置しています。もしも火災時に必要となった場合はぜひご活用ください。



8.3.2.2. 消火器使用の際の注意事項

主だったものを下記に記載します。

消火器は簡単な装置ですので、防災訓練などで是非使い方を体験ください。

- ・ 姿勢は低くし、煙を避けます
煙は視界を遮るだけでなく、有毒です。姿勢を低くし、煙を吸い込まないように注意しましょう
- ・ 常に、逃げ道を確保
初期消火が不可能となった時に、**いつでも逃げられるように、非難口と火元の間に位置しましょう**
- ・ 炎の先端では無く、火元を消火
どうしても、燃え盛る炎の先端に目が行き勝ちですが、**火元に消火剤を撒かないと火は消えません**
- ・ ほうきで掃くように
消火は火元と空気を遮断するば出来ます。消火剤の粉末で火元を覆うようにします
- ・ 粉消火器で**てんぷら火災等消火の場合、鍋には直接噴きかけてはいけません**
火の付いた油が飛び跳ねて、自分に噴きかかる場合があります
4～5メートル程度離れたところから放射し、徐々に近づく
鍋の向こう側の壁に噴きかけ、その反射を利用して覆うなどが有効です



8.3.2.3. 消火栓の使い方

見晴台には全戸を網羅できるよう、52 か所消火栓があります。

消火栓の近くに消火栓ボックスがあり、ホース、マンホール開閉バーलなどの工具のほか、誰でも扱えるよう説明資料もありますので火災時にご利用ください。



基本手順（詳細説明は消火栓ボックス内の説明書を参照）

作業はホース側 2 名以上、水コックの操作 1 名の 3 名以上で行ってください

1. ふたの溝に、マンホール開閉用のバーलの先端を差し込み、てこの原理で少し持ち上げ、ズルズルと引っ張るようにしてくりと 180 度回し蓋を外す（この手順で女性でも開けることができます）



2. コック開閉用バーलで、消火栓の開閉コックを少し開け、錆、異物を取るための仮放水を行う



3. 筒先をホースに、ホースを消火栓の差込口にそれぞれカチッと音がするまで挿入
ホースは最大 3 本まで連結できます
もしも距離が足りない場合は隣接する消火栓ボックスよりホースを借りて利用ください
4. 火元までホースを持っていき、火元側の合図で、水コックを徐々に開き放水を行います
水の勢いが強いのでホースは 2 名以上で持つようにしてください

消火栓の機材の状態は年 2 回、各組の自主防災部員が確認していますが、部品の破損など見つけた場合は自治会館に連絡ください。

消火栓周辺が草や植物に覆われると、いざという時に使用できませんので申し訳ありませんが、消火栓設置箇所周辺の方は、植物の管理をお願いいたします。

また、消火栓を利用には事前申請（三島市のホームページを参照）が必要で、勝手に利用すると消防に連絡が入る仕組みなので、私的利用は絶対に行わないでください。

8.4. 応急救護に関する情報

8.4.1. 心肺蘇生及び AED

心肺蘇生処置（胸部圧迫及び人工呼吸）をすることで救命の可能性は約 2 倍となります。

心肺蘇生が必要な方を見つけた場合は、胸骨圧迫を行うとともに、近くの人に頼んで AED と救急車の手配を行います。

胸骨圧迫は成人の場合は約 5 cm 沈むほど圧迫、小児は胸の厚みの 1 / 3 まで、圧迫の速さ（テンポ）は 100～120 回/分で行います。



胸骨圧迫 30 回⇔人工呼吸 2 回を繰り返して行いますが、感染の不安もあるので、感染防止用具がない場合等は必ずしも行う必要はありません。

救急車が到着するまでの時間行う必要がありますので、可能であれば交代で行ってください。

AED は見晴台自治会館の入り口と室内に計 2 台あります。

心肺蘇生と AED 取り扱いに関する訓練は防災訓練での実演のほか、自治会館でも専門の講師を招いて行っていますので、ご興味ある場合は、自治会役員にご相談ください。

図 16 自治会館での AED 講習風景



8.4.2. クラッシュ症候群が疑われる場合

身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫され、その解放後に起こる様々な症候をクラッシュ症候群といいます。

血圧、脈拍、呼吸、意識などでは全く異常がないため、重傷であることが見落とされる場合もあり、致死率は比較的高く、1995年の阪神・淡路大震災で約400人が発症し、そのうち約50人が死亡したと言われています

その対策として、**2時間を超えて家具や建物にはさまれた人**には、以下の対応を取ってください。

- ① 救出中、搬送中も含め、水分を摂らせる
- ② 透析のできる医療機関（下表）へ直接搬送し、クラッシュ症候群の疑いがある事を伝える

図 17 人工透析可能な医療機関

病院名	連絡先	住所
JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276
みしま勝和クリニック	972-7751	南田町 4-65
関野医院	972-5585	寿町 9-23
岡田じんクリニック	977-8915	長伏、224-5

8.4.3. 負傷者の応急手当

患部に触れるものは清潔なものを使用してください。

特に応急手当時は血液に触らないようにして感染による二次被害がないよう注意することが重要です。

患部の洗浄にあてる消毒薬がない場合、水道水で代用することもできます。

8.4.3.1. 骨折の対応方法（赤十字 HP より）

骨折にはいろいろな分類があります。体の中で骨が折れている非開放骨折と、骨が出てしまっている開放骨折とがあり、骨が完全に折れている完全骨折と、ひびが入っている程度の不完全骨折とに分けることもできます。少しでも骨折が疑われるときは、以下の骨折の手当を行います。

- ・ 全身および患部を安静にして、患部を固定します
（骨折した手足の末梢を観察できるように、手袋や靴、靴下などを予め脱がせておきます）
- ・ 骨折部が屈曲している場合、無理に正常位に戻そうとすると、鋭利な骨折端が神経、血管などを傷つける恐れがあるので、**そのままの状態**で固定します
- ・ 固定後は、傷病者の最も楽な体位にします
腫れを防ぐために、
できれば**患部を高くして全身を毛布などで包み、保温**します

解放骨折の場合は以下も注意ください。

- ・ 出血を止め、傷の手当をしてから固定します
- ・ **骨折端を元に戻そうとはいけません**
- ・ 患部を締めつけそうな衣類は脱がせるか、傷の部分まで切り広げます



8.4.4. スタート式トリアージ

8.4.4.1. トリアージとは

トリアージとは、患者の重症度に基づいて、治療の優先度を決定して選別を行うことで、患者の治療順位、救急搬送の順位、搬送先施設の決定などにおいて用いられます。

正式なトリアージは医師が行いますが、大規模災害時で医師が不在の場合には「スタート式トリアージ」という住民でできるトリアージの方法があり、具体的な手順は下図のようになります。

図 18 START 法による診断フローチャート

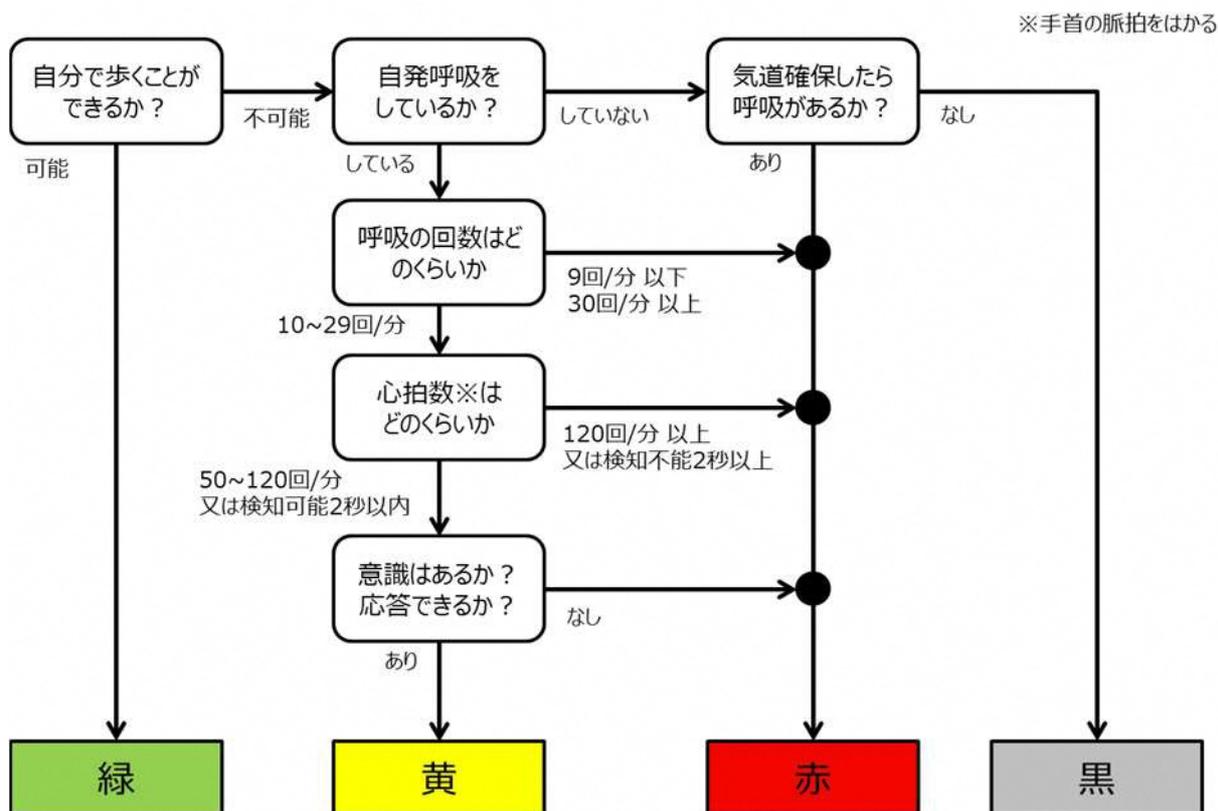


図 19 識別色位置づけ

識別色	分類	説明
黒 black tag	カテゴリ0 死亡群	死亡、または、生命徴候がなく救命の見込みがないもの
赤 red tag	カテゴリI 最優先治療群	生命に関わる重篤な状態で一刻も早い処置をすべきもの 救護病院、もしくは災害拠点病院に搬送する
黄 yellow tag	カテゴリII 待機的治療群	赤ほどではないが、早期に処置をすべきもの 一般に、今すぐ生命に関わる重篤な状態ではないが、処置が必要であり、場合によって赤に変化する可能性があるもの 救護医院、もしくは救護病院に搬送する
緑 green tag	カテゴリIII 保留群	今すぐの処置や搬送の必要ないもの完全に治療が不要なものも含む各家庭及び地域で手当てを実施する

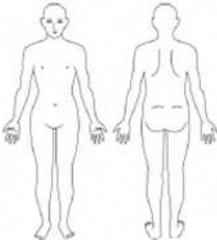
8.4.4.2. トリアージ実施に関する注意点

- ・ 大災害時の対応なので、怪我を治すためではなく、命を助けるための判断基準です
普段と異なり、**命にかかわらない怪我は基本的に軽傷と判断¹¹します**
- ・ 判定とは別に 2 時間を超えて家具や建物にはさまれた人は、クラッシュ症候群の疑いのあるため、無条件で赤判定とします
- ・ トリアージは早く見分けることが重要なため、時間をかけず 30 秒程度で判定するようにしてください
判定で結果（識別色）が出た場合は、残りの判定を行う必要はありません
呼吸数は 1 分間の値が目安ですが 10 秒測定し 6 倍するなど判断すればよいです
- ・ 個々の判定が判定値をぎりぎり下回る、妊婦、子供で一般的な判定に不安がある場合など、**判断に迷う場合は、1 ランク上（黄色以上）の判定**をすればよいです
誤っていても救護所、病院での再トリアージを行うので問題ありません

8.4.4.3. トリアージ用資材

トリアージタグと手順は自治会館横倉庫に保管されている、防災玉手箱にあります。

病院への情報伝達レベルで十分ですので書ける範囲での記載を行い、ワニ口もしくはテープ等で傷病者衣類に取り付け医療機関に搬送を行ってください。

簡易トリアージタグ				
氏名	年齢	性別 男 女		
住所 佐野見晴台	TEL			
トリアージ実施者				
実施日時、時間	月	日	時	分
搬送、トリアージ実施機関	見晴台自治会			
トリアージ実施場所	佐野見晴台			
傷病名、特記事項情報				
区分	0	I	II	III
判定結果に○				
応急手当、けがの箇所を記載 				

¹¹ たとえば、骨が見えていない骨折など、死に至らないものは緑に分類されます。

8.5. 被災時の医療体制に関する情報

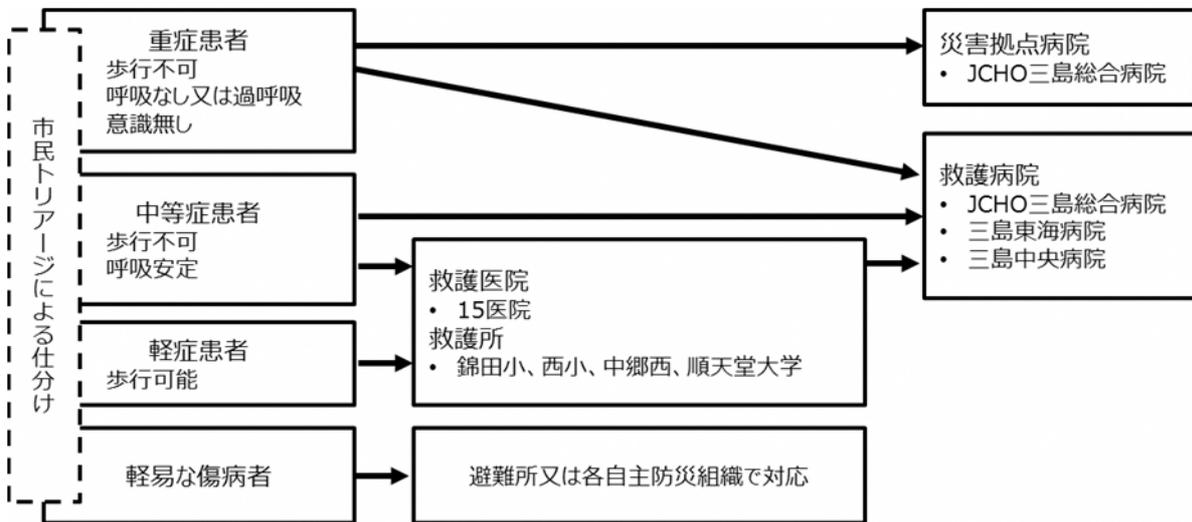
8.5.1. 医療救護活動のポイント

- ・ 三島市内に救急車は 4 台しかありません
- ・ 大規模な地震発生時には、生命の危険性のある重症患者を最優先に救護活動を行う傷病者の仕分けを市民トリアージで行う必要があります
- ・ 軽易な傷病者（識別色：緑）は、各家庭や地域内で救護してください
- ・ 震度 6 弱以上の時は下記の「災害時の医療救護体制」の病院のみ開院となります

8.5.2. 災害時の医療体制の主な設置基準

- ① 震度 6 弱以上の震度を計測したと気象庁が発表したとき
- ② 東海地震注意情報が発表されたとき
- ③ 警戒宣言が発令されたとき

8.5.3. 医療救護対象者の受入体制



※三島社会保険病院が平成 26 年 4 月に改名し、JCHO 三島総合病院となりました。

図 20 JCHO 三島総合病院の位置と外観



8.5.4. 災害時の医療救護体制関連病院

8.5.4.1. 災害拠点病院

地震・津波・台風・噴火等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院

1	JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 227
---	-------------	----------	------------

8.5.4.2. 救護病院

重症患者や中等症患者の処置及び受け入れをするために、市町が指定した病院、太字は近隣病院

1	JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 227
2	三島東海病院	972-9111	川原ヶ谷 264-12
3	三島中央病院	971-4133	緑町 1-3
	裾野赤十字病院 (市外)	992-0008	裾野市佐野 713

8.5.4.3. 救護医院

重症患者や中等症患者の処置及び受け入れをするために、市町が指定した診療所、太字は近隣医院

また、「順天堂大学 保険看護学部」も救護所となりますので利用可能です。

1	旧市内	鈴木整形外科医院	971-3653	泉町 12-35 2
2		三島メディカルセンター	972-0711	南本町 4-31
3		山口医院	975-0559	栄町 1-23
4		川崎内科医院	972-8811	北田町 4-14
5		がくとう整形外科クリニック	975-0785	南町 8-8
6		辻林内科	981-3211	加茂川町 22-14
7	北上地区	芹沢病院	986-1075	幸原町 2-3-1
8		とくら山口医院	986-8690	徳倉 2-4-13
9		渡辺整形外科	987-1550	萩 188
10	中郷地区	後藤外科胃腸科医院	977-3115	梅名 442-3
11		三愛医院	977-3770	中島 67
12		高野内科循環器科クリニック	977-0030	長伏 226-1
13		川島胃腸科外科クリニック	976-2555	松本 4-6
14		斉藤医院	977-1413	大場 82-2
15		三島共立病院	973-0882	八反畑 120-7

8.5.4.4. 病院への搬送に関して

大災害時は、救急車が利用できない可能性が高いため、バイク隊による搬送経路確認後、住民による搬送を行うことを想定しています。

交通規制などが予想されますので、防災玉手箱内のマグネットプレートを車両に張り付け移動ください。



8.6. 避難に関する情報

8.6.1. 要支援者/要配慮者

当地区では災害時に支援が必要な方のサポートとして、「向こう3軒両隣」の住民に対して、避難誘導を行うことをお願いしています。

協力要請をさせていただいた際は、ぜひご協力をお願いいたします。



支援の必要な方は以下の内容に従い登録をお願いします。

表 7 要支援者、要配慮者登録手順

	要支援者	要配慮者
対象	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定 3～5 の人 身体障害者手帳 1～2 級の人 精神障害保健福祉手帳 1～2 級の人 療育手帳 A 判定の人 難病患者の人 80 歳以上で、一人暮らし、または高齢者世帯のみの世帯 	要支援者に該当しないが <ul style="list-style-type: none"> 高齢者で助けが必要な方 避難誘導の助けが必要な方 障害等で助けが必要な方 乳幼児がいて助けが必要な方
登録方法	本人もしくは民生委員が市へ登録	お住いの組長に申請を行い登録
問い合わせ先	見晴台の民生委員（総会資料に掲載） 福祉総務課（電話 983-2610）	お住いの組長（総会資料に掲載） 見晴台事務局（電話 989-3932）

なお、要支援者には情報提供を同意される方[A]されない方[B]どちらでもない方[C]の3通りがあります。個人情報の観点から、自治会で管理している支援者のリストは[A]のみとなっています。

[B]、[C]に該当される場合は、自治会での把握ができない場合がありますので、被災時には、各組組長もしくは役員に直接連絡いただくようお願いいたします。

8.6.2. 近隣の指定避難所

三島市では人口などを加味して指定避難所を設定しています。

下記に近隣の指定避難所と対象地域を記載します。

表 8 避難所一覧

避難所	避難対象自治会名
徳倉小学校	徳倉第 1、徳倉第 2、徳倉第 3、徳倉第 4
沢地小学校	富士ビレッジ、沢地、千枚原、光ヶ丘 1 丁目、光ヶ丘 3 丁目、光ヶ丘県営住宅、光ヶ丘市営住宅、富士見台
北上小学校	萩、徳倉第 5、徳倉第 6、エンゼルハイム芙蓉台
佐野小学校	佐野、見晴台
北中学校	文教町西、加茂川町 1 区、加茂川町 2 区、シャルマンコーポ、壺町田 1 丁目、壺町田 2 丁目、県営壺町田やまがみ団地、東壺町田、シャリエ三島壺町田、かわせみタウン壺町田
北上中学校	芙蓉台

当地区は佐野地区と共同の避難所となっております。

避難所運営時は、佐野地区の皆様と共同組織を立ち上げる予定となっており、自治会役員、自主防災部員が参加した共同訓練も定期的に行っていますが、住民間の普段からの交流活動が最も重要です。

佐野小校区運動会などを通じて交流を深めていきたいと思っておりますので、奮ってご参加ください。

図 21 佐野小校区運動会



8.7. 防災倉庫及び保管機材概要

本自治会では防災時に必要な資材を防災倉庫に保管、毎年棚卸をしています。

被災時に必要な機材を探す場合の参考として主な機材を下記に記載します。

表 9 保管機材一覧

名称		主な機材
自治会館		無線機、2 連ハシゴ、AED×2 台、三脚付き拡声器、心肺蘇生訓練用人形、ホワイトボード、机、椅子
	防災倉庫	担架、折り畳みリヤカー、 鉋、鋸、ハンマー、ワイヤカッター、スコップ、ツルハシ、鍬、万能斧、 バール、掛け矢、ヘルメット、災害用救助工作セット、 投光器、拡声器、ブルーシート、四方幕、折り畳み梯子、 懐中電灯、赤色誘導灯、簡易浄水器 炊き出し用調理器具（鍋、やかん、ガスコンロ等） 防災玉手箱（本部受付資料、小物機材、腕章）。 消火器、消火バケツ、軍手、ロープ、ラジオ、 三角巾、救急箱、電池
	可搬ポンプ倉庫	可搬ポンプ、消火ホース、ガソリン携行缶 発電機、チェーンソー、エンジンポンプ、コードリール
やまばと公園	防災倉庫	担架、一輪車、折り畳みリヤカー、 鉋、鋸、ハンマー、ワイヤカッター、スコップ、ツルハシ レーキ、バール、掛け矢、油圧ジャッキ、 テント、ブルーシート、消火器、消火バケツ、 ポリバケツ、三角コーン、救急箱、炊き出し用窯
テニスコート	東 防災倉庫	担架、一輪車、折り畳みリヤカー、鉋、鋸、ハンマー、ワイヤカッター、 スコップ、ツルハシ、レーキ、バール、掛け矢、災害用救助工作セット 万能斧、油圧ジャッキ、救急箱、三角巾、防災用毛布、 懐中電灯、ブルーシート、トイレ用簡易テント、薪、 手動簡易浄水器、簡易トイレ、消火バケツ
	西 防災倉庫	保存食料（約 3000 食） 簡易トイレ、三角巾、懐中電灯、手洗い用水

図 22 自治会館防災倉庫

